

表彰理由

- リフレッシュ休暇・バースデー休暇等、多様な休暇制度がある。また、労働時間削減のための取組が成果を挙げている。
- 子育て支援制度が多様であり、育児休業取得後の復帰率が100%であるなど、他の中小企業の模範になる。
- 働き方改革を実施していることを明文化した文書を本社入口に掲示し、取引先に協力を仰いでいることが評価できる。

企業の取組

1 仕事と生活の調和の推進に対する姿勢

- 半期に一度、組織の現状や課題に対するニーズを把握し、それに合わせて、就業規則を変更(スライド勤務制度、法を上回る育児短時間勤務制度等を整備)。

2 労働時間低減のための取組

- スライド勤務制度(子供の送り迎え等、家族のための事由があれば、始業時間を30分早めることで、終業時刻を30分繰り上げる変則勤務が可能。)
- リフレッシュ休暇(リリーフ休暇)(入社日から使用できる年12日の有給休暇で、2時間単位で取得可能。)
- 全員が進捗状況を把握できるようにし、仕事が属人化しないようにするため、部署ごとに代表アドレスやグループチャットを設定。

3 安心して子育てや介護ができる職場づくりのための取組

- 育児休業取得前後に、「育休復帰支援面談シート」により、上長と面談を実施。
- 民間の福利厚生支援サービスに加入し、仕事と育児・介護との両立を支援。
- 仕事と介護の両立や手続きについて、いつでも相談できるようにするため、外部委託により介護相談窓口を設置。
- 復帰の日程や働き方について、復帰する従業員を受け入れる所属部署の従業員を対象にミーティングを実施。

4 心の健康向上のため取組

- メンタルヘルスに関する法改正が実施された際には、管理職が参加する会議で、外部講師を招いて講習を実施。
- 月1回の安全衛生委員会で、産業医の講話を実施。全従業員がいつでも閲覧できるようにするため、議事録と講話資料を即日社内ポータルサイトに展開。

5 その他の取組

- サークル活動の費用を会社が一部負担することで、従業員がリフレッシュできる仕組みを整備。